

議案第 122 号

## 静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部改正について

静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 31 年 2 月 21 日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

静岡市準用河川流水占用料等徴収条例（平成15年静岡市条例第250号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表の規定により算定した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」を「次の各号に掲げる流水占用料等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 流水占用料 別表第 1 の規定により算定した額
- (2) 土地占用料 別表第 2 の規定により算定した額（占用の期間が 1 月に満たない場合は、同表の規定により算定した額に 100 分の 110 を乗じて得た額）
- (3) 土石採取料その他の河川産出物採取料 別表第 3 の規定により算定した額

第 2 条第 4 項及び第 5 項を削り、同条第 3 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の規定により算定した流水占用料等の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（流水占用料等の徴収方法）

第 3 条 流水占用料等は、前条第 1 項の許可をした日から 1 月以内に納入通知書により一括して徴収する。ただし、占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の年度分の流水占用料等は、毎年度、当該年度分を 5 月 31 日までに徴収する。

2 市長は、流水占用料等を一時に徴収することが困難であると認めるときは、分割して徴収することができる。

別表を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

1 発電のための流水占用料

河川法施行令（昭和40年政令第14号）第18条第1項第3号の規定により国土交通大臣が定める額

2 発電以外の流水占用料

区分	単位	金額
発電以外の原動力に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	8,910円
養魚の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	6,050円
工業の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	37,620円
その他の用に供するもの	1秒ごと0.01立方メートルにつき1年	14,300円

備考

- 1 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割計算とし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 1秒ごとの使用水量が0.01立方メートル未満であるとき、又はその水量に0.01立方メートル未満の端数があるときは、0.01立方メートルに切り上げる。

別表第1の次に次の2表を加える。

別表第2（第2条関係）

区分		単位	金額	
工作物の設置を伴うもの	広告板（掲示板を含む。）	表示面積1平方メートルにつき1年	690円	
	管線類	外径が0.5メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	150円
		外径が0.5メートル以上のもの		390円

	電柱（支線柱は、1本とみなす。）	1本につき1年	840円
	鉄塔	占用面積1平方メートルにつき1年	1,500円
漁業用施設	小割式魚類養殖施設	占用面積1平方メートルにつき1年	9円
	かき、のり等養殖施設		9円
	やな漁業施設	1箇所につき1年	4,500円
	その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	90円
	船舶を係留し、又は保管する施設	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
	その他のもの（準用河川の幅が1メートル未満の床版を除く。）	占用面積1平方メートルにつき1年	300円
工作物の設置を伴わないもの	農地（樹園地を除く。）又は採草地	占用面積1平方メートルにつき1年	9円
	茶、果樹等の樹園地		20円
	その他のもの		160円

備考

- 1 占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割計算とし、1月未満の端数があるときは1月として計算する。
- 2 表示面積、占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算する。

別表第3（第2条関係）

区分	単位	金額
砂利	1立方メートルにつき	220円
砂	1立方メートルにつき	220円

土砂	1 立方メートルにつき	220円
れき、くり石（控長25センチメートル以下のもの）	1 立方メートルにつき	242円
玉石（控長25センチメートルを超え40センチメートル以下のもの）	1 立方メートルにつき	2,640円
玉石（控長40センチメートルを超えるもの）	1 個につき	時価を考慮してその都度市長が定める額
さき、じゅん菜	100平方メートルにつき	88円
あし、かや	100平方メートルにつき	275円
埋もれ木、竹木	100平方メートルにつき	時価を考慮してその都度市長が定める額

備考 容積又は面積がこの表に定める算定単位に満たない端数を生じたときは、この表に定める算定単位に切り上げる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の静岡市準用河川流水占用料等徴収条例（以下「新条例」という。）の規定は、占用期間がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にわたる占用許可に係る流水占用料又は土地占用料について適用し、施行日の前日までに占用期間が満了する占用許可に係る流水占用料又は土地占用料については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

- 3 新条例の規定に基づく流水占用料又は土地占用料の徴収その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。